

第12回「第6次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成26年9月12日（金）
午後3時00分から午後5時08分まで
於：法務省20階第一会議室

〔出席委員〕

木村座長，多賀谷座長代理，青山委員，勝野委員，新谷委員，ノレーン委員，高橋委員，野口委員，早川委員，水野委員，吉川委員，吉村委員

〔説明者〕

新宿区地域文化部安河内戸籍住民課長，浜松市企画調整部石塚参事，
日本司法書士会連合会外国人住民票等実務検討チーム西山司法書士

〔入国管理局側出席者〕

井上入国管理局長，菊池総務課長，石岡入国在留課長，山下警備課長，石崎出入国管理情報官

1 開 会

○木村座長 それでは，時間になりましたので，ただいまから第6次出入国管理政策懇談会第12回会合を始めさせていただきますと存じます。

本日はお忙しい中，本会にお運びをいただきまして，ありがとうございました。

まず，本日は委員以外でお越しいただいておりますお三方を紹介させていただきます。まず，お話を頂きます方3名ですが，新宿区地域文化部戸籍住民課長の安河内和江様です。

○安河内課長 安河内です。よろしく申し上げます。

○木村座長 それから次が，浜松市企画調整部参事の石塚良明様です。

○石塚参事 石塚です。よろしくお願いいたします。

○木村座長 最後に，日本司法書士会連合会外国人住民票等実務検討チームの西山慶一様です。

○西山氏 西山です。よろしくお願いいたします。

○木村座長 このお三方にプレゼンテーションをお願いする予定でございます。

次に本日の議題であります，一つ目が「新しい在留管理制度の評価等及び外国人の身分関係事項について」として，最初に入国管理局から新しい在留管理制度のこれまでの運用状況や市区町村との情報連携等について，説明を頂きます。

続きまして，ただいま紹介させていただきました新宿区及び浜松市から，新しい在留管理制度のこれまでの評価や，今後の展望等についてお話を頂く予定でございます。

最後に，日本司法書士会連合会から，外国人の身分事項に関する問題点について御説明いただきました後，質疑応答と意見交換をさせていただきたいと存じます。

二つ目の議題が，「第6次出入国管理政策懇談会報告書の骨子案について」としまして，事務局において本懇談会の報告書の骨子案を作成しておりますので，事務局からこの骨子案の内容について説明を頂きました後，御意見を賜りたいと存じます。

2 新しい在留管理制度の評価等及び外国人の身分関係事項について

○木村座長 それでは早速でございますが、一つ目の議題に入りたいと存じます。初めに、入国管理局内田在留管理業務室長から説明をお願いいたします。これは一度御説明いただいたことでもありますけれども、今日も新たにこの議題ということでございますので、改めて御説明いただくことにいたしました。よろしく申し上げます。

○内田在留管理業務室長 在留管理業務室長の内田と申します。

新しい在留管理制度の評価等及び外国人の身分関係事項について、お手元の資料に沿って説明いたします。昨年10月に開催されました第5回会合の中で、私から新しい在留管理制度の施行後、1年を経過した状況及び施行後に寄せられた要望等について、説明させていただきました。

また、浜松市長から、浜松市における取組状況や課題を、更に新宿区長の提出されました資料に基づいて、新宿区における外国人住民の状況と増加の背景、多文化共生への主な取組などについて説明させていただいた後、委員の皆様から御議論いただきました。

本日はまず、第5回会合におきまして、委員の皆様から頂いた御意見について、確認の意味も含めまして、その要旨を説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の1ページ目を御覧ください。上の丸から順次説明します。まず一つ目は、今後の出入国管理政策の在り方を議論する上で、多文化共生施策についても併せて検討する必要がある。二つ目としまして、外国人登録制度から新しい在留管理制度に替わり、当局が取得する情報が大幅に減少したところ、現在取得している以上の情報を取得することにする場合、外国人及び当局ともに負担が掛かることになり、取得する情報を増やすことについては慎重であるべきという御意見を頂きました。三つ目としまして、外国人登録制度の廃止に伴い、相続等に必要な情報が分からなくなり、行政サービスの提供に不都合が生じていることから、住民登録に合理的な情報を盛り込む形で、住民サービスを提供していくことが外国人との共生社会にとって必要であること、四つ目としまして、外国人への行政サービスは、地方自治体には限界があり、国が対応をすべきであること。さらに、共生社会の問題を考えるに当たっては、市町村単位よりももっと広い範囲で考える必要があること。今後、永住者の増加を踏まえた在留管理制度を検討する必要があること。新しい制度について、周知が不十分であること。制度の対象外になる外国人への対応が課題であることという御意見を頂きました。

次に、新しい在留管理制度が施行されて既に2年以上が経過しましたが、これまでの運用状況について申し上げます。法務省におきましては、新しい在留管理制度の開始以来、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握し、在留管理に必要な情報を正確かつ最新の内容に保つように努めているところであります。

ここで資料の2ページ目を御覧ください。法務省と市区町村の情報連携のイメージを記載しております。法務省と市区町村とは、総合行政ネットワークで結ばれており、電気通信回線で情報をやり取りしております。市区町村においては、外国人住民の住民票の記載、消除等がなされた際は、上の段のピンク色の矢印の上の囲みに記載されている事項を、法務省に通知することになります。法務省はこの情報を受けることで、通知対象となる外国人住民や、通知先となる市区町村を把握しております。また、法務省におきましては、氏名等の変更、在留資格の変更、在留期間の更新許可等がなされた際は、下の段の青色の矢印の下の囲みに記載されている事項を市区町

村に通知し、市区町村が外国人住民の住民票に反映することになります。

このように、法務省が新たな在留管理制度等により得た外国人に係る正確な情報を市区町村に提供することで、外国人住民に対して、保険、年金、児童手当等の各種行政サービスが円滑に行われることになっております。

次に、各種団体等からの要望や提言について、改めて紹介させていただきます。一つ目は、在日本大韓民国民団、いわゆる民団からの要望でございます。資料の3ページ目になります。在日本大韓民国民団からは、九つの要望が出されております。このうち、外国人の身分事項に関する要望としては、七つ目の丸の、廃止された外国人登録法に基づく外国人登録原票のデータを市区町村と共有し、その写しを市区町村の権限で交付できる制度を作ってほしいという要望でございます。

二つ目は、外国人集住都市会議からの提言でございます。資料の4ページ目になります。外国人が集住する27の市区町村が、外国人住民に関する施策や活動状況の情報交換や、関係省庁への提言等を行ってきとられるところ、平成25年度に開催された会議において、先ほどの民団からの要望にもありましたけれども、外国人登録制度において行われていた親族関係や、住所履歴など、外国人住民が生活上必要とする情報を、自治体窓口で公証できる仕組みを検討することといった提言がなされております。

最後に、我が国の身分関係に係る登録及び公証制度について説明します。資料5ページ目になります。まず、日本人との間の身分関係の届出を行った外国人につきましては、上の表のとおり、戸籍法の届出を行った市区町村又は法務局に記録が保存されます。また、日本人との間に身分関係がない外国人につきましては、下の表のとおり、家族関係を証明するものとして、住民基本台帳法の届出により世帯主との関係が記載され、また戸籍法の届出を行った市区町村には、婚姻事実や出生事実が保存されております。

以上、政策懇談会第5回会合での御意見、新しい在留管理制度の運用状況、在日本大韓民国民団及び外国人集住都市会議からの要望・提言、我が国の身分関係に係る登録及び公証制度についての説明を終わります。

○木村座長 それでは、引き続きまして、新宿区の安河内課長からお話を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○安河内課長 新宿区の地域文化部戸籍住民課長、安河内から説明させていただきます。

それでは、新宿区における外国人住民の居住関係手続に係る状況について、説明いたします。資料の2ページ目をお開きください。まず、新宿区の概況です。新宿区の人口につきましては、26年8月1日現在で32万6,868人、日本人住民の数が29万1,594名、外国人住民が3万5,274名で、全体に占める外国人住民の割合が10.8%となっております。全国と比べましても、全国では1.6%、東京都全体では3.0%、区部だけを見ましても、3.7%でございますので、特徴といたしまして、外国人住民が全国で一番多く暮らす自治体で、全区民の10人に1人という割合となっております。

資料の3ページ目を御覧ください。国籍・地域別の人数についてです。こちらは円グラフですが、26年8月1日現在、一番多いのが中国・台湾の方で、1万3,075人、37.07%となっております。次は韓国・朝鮮の方、この二つで全体の68%を占めております。三番目がベトナム、4位がネパール、その次がミャンマーという順となっております。特徴といたしまして

は、ベトナムがここ数年急増しております。25年の7月に1,000人を超えまして、11月には3位となってまいりました。23年10月から現在までのわずか3年程度の間で10倍になっております。一方、フランスは21年には3位だったんですが、現在、人数のほうも減りまして、順位も下げております。

次に4ページ目を御覧ください。在留資格等の人数についてでございます。留学が1万1,601名で、32.89%、2位は永住者で17.51%、次は家族滞在の順になっております。特徴といたしまして、この表でございます全国と比べましても、留学が占める割合が非常に高くなっております。これは区内に日本語専門学校や大学などが多いことが要因となっているかと思えます。また、永住者につきましては、ここ10年で3倍になるなど、最も増加しております。

次に資料の5ページ目をお開きください。こちらにつきましては、行政サービスについて、平成24年7月9日に、新しい住民制度がスタートしたわけですが、そこで住民票に記載されない外国人への対応と影響について説明させていただきます。新宿区は独自に対応方針を決めまして、それに則って適用してまいりました。まず、1が原則でございます、住民基本台帳に記載されていることを要件とする事業につきましては、原則として対象外といたしました。例としては、印鑑登録などが挙げられます。二番目ですが、現に行政サービスを受けていた方につきましては、そのサービスの趣旨に基づいて、それぞれのサービスごとに必要な対応を考えまして、対応することにいたしました。

また、三番目でございますが、人道上の観点や、区民の生命、身体に重大な影響を及ぼすことを回避するために必要なサービスについては、適用していくという対応方針を定めまして、それで影響が考えられる主な行政サービスを2のほうに挙げてございます。それぞれにつきまして、各担当課で対応したわけですが、結果といたしましては、個々のケースについて、それぞれ制度に照らして判断いたしまして、継続できるものは継続してサービスを受けられるように措置を講じたことから、混乱もなくスムーズに移行しているところでございます。

それでは、資料の6ページを御覧ください。制度改正により、どのように変わったかについて説明させていただきます。私ども戸籍住民課の窓口の住民登録の観点から見た変更点について、ここでは取り上げさせていただいております。外国人住民にとって手続上のメリットという観点から申し上げますと、まず、手続が簡素化されたということが言えます。一番目ですが、新規入国でこれまでは外国人登録の時には申請にまず一旦来ていただきまして、その後、2週間後に再度来庁して外国人登録証明書、これは外録カードと略して呼んでおりましたが、その受け取りに再度来ていただく必要がございました。しかし、現在は転入手続の際に、入国の時に交付されております在留カードを持参して提示していただければ、裏面に住所を記載して完了ということになりまして、1回の手続で済んでおります。二番目は、手続に掛かる時間が大幅に短縮されたということです。こちらは外国人登録の場合は、紙の登録原票に手書きで処理をしておりましたが、住基システムがオンライン化されておりますので、こちらで処理するため、短時間で済みまして、お客様の待ち時間も大変短くなっております。

また、三番目でございますが、住所以外の変更手続が不要となりましたので、区役所に来る回数も減りまして、外国人登録では居所以外の登録事項が様々ございましたので、変更が生じる場合には来ていただく必要があったのですが、それが不要となりました。また、制度改正後は住民基本台帳法が適用されましたので、出生がありました、婚姻とか離婚等の届出を受理した市区

町村が住民登録地の役所に通知をすれば、本人が届け出なくても、自動的に住民票に修正が反映されるという扱いになっております。こういった点でも、外国人の方が自ら手続をする必要がなくなっただけになりました。

また、メリットの二番目といたしましては、利便性が向上しております。住民票は複数国籍世帯でも、一枚に記載されますので、世帯全員の居住関係の証明ができるようになりました。また、従来は自動交付機の利用、また郵送請求、それから広域交付で外国人の居住関係の証明書を取ることはできなかったのですが、住民票になりましたので、証明書も取りやすくなっております。また、住所の異動届が外国人登録の時には御本人若しくは同じ世帯の方に限られていたのですが、現在は代理人でもできるようになりました。また、三番目といたしまして、住民基本台帳カードが25年7月8日の第2次施行から交付されるようになりましたので、こちらのほうもお使いいただけるようになりました。また、四番目といたしまして、新宿区の場合に限ることでございますが、今まで紙台帳で管理しておりましたので、手続が本庁以外ではできなかったのですが、10か所にある特別出張所でもシステムがオンラインでつながっていますので、外国人に係る異動届、そのほかの手続もできるようになって、サービス拡大になっております。そのほかとしては、写真の添付が不要になったなどという部分もございます。

めぐりまして、7ページ目を御覧ください。こちらはまた変更点の内容になりますが、主に今までになかったそのほかの部分について、まとめてございます。まず、新規入国時などは、家族関係を証明する書類が必要となりました。外国人登録では、最初の登録時に本人が申請書に家族関係、例えば夫婦であるとか、親子であるとか書いていただければ、そのままを家族関係のところに登録しておりましたが、現在は住民票に記載する場合には、世帯主との続柄を証明する書類の提示が必要になりました。日本人の場合には戸籍があるので、本籍地に確認をするという方法がございまして、外国人の場合にはございませぬので、あらかじめ書類を用意してきていただくということが必要になりました。無い方につきましては、一般的には同居者若しくは家族ということで、在留資格がある方につきましては縁故者というような形で、実際は住民登録をしております。

二番目ですが、住所に係る規定が厳格になりました。原則としてホテルなどの一時滞在地は、現在は住所としては登録できなくなっております。また、三番目といたしまして、在留カードへの通称が記載されなくなりましたので、在留カードだけでは通称による本人確認ができなくなったので、こういう場合につきましては、お客様に住民基本台帳カードを案内いたしまして、こちらには通称が記載されますので、併せてお使いいただいております、特に大きな混乱もございません。また、四番目といたしまして、他の自治体へ転出されたり、また出国する時に住民票の異動の手続が法律上必要となりましたので、この辺が大きな変更点かと思われまます。

では、8ページを御覧ください。次に、制度改正に対する行政側からの評価について、説明いたします。まず申し上げられるのは、事務が効率化したということでございます。手書きの処理からシステムの処理に移行したということ。また二番目といたしましては、転出証明書が必要になったことから、従来は外国人登録原票を自治体間でやり取りしておりましたが、そのやり取りが不要となりました。原票を待つ時間が掛かるとか、届かないというような状態が解消されて、大変効率的に処理ができるようになりました。

また、住基ネットが適用されまして、自治体間の情報連携が迅速になりまして、例えば転入通

知なども住基ネットで送信される扱いになりました。そのような連携が迅速になっております。また、法務省と自治体間における通知、これもL G W A Nで通知が来るようになりましたので、情報連携が強化されて、正確性も高まっております。

最後に、外国人住民と日本人住民の窓口を一本化できましたので、職員の集中投入が可能となりまして、繁忙期も機動的な対応ができております。外国人の場合は、混雑時が1月、それから4月、7月、10月、この学校の入学時期に合わせて大変窓口が混んでおります。日本人の方につきましては3月、4月がピークでございますので、多少のずれがありますので、職員を効率的に配置して、対応ができるようになったということでございます。

二番目の外国人住民の住民票の正確性が確保できたということにつきましては、複数国籍の世帯の方も住民票で管理できるようになったので、正確性が高まったこと、それから転出・出国の手续が定められたこと、あと実態調査というものの対象になりまして、実態が把握しやすくなったこと、こういったことで、従来の制度よりも正確性が確保できるようになりました。

では、9ページ、最後になります。最後に今後の課題についてでございます。こちらは外国人住民へのこの改正への理解、それから法令順守の促進のために、より一層の周知の強化をお願いしたいと思っております。具体的には、みなし在留カードからの切替勧奨のための周知でございます。切替期限が来年の平成27年7月8日に迫ってまいりました。外国人登録のときは、登録されていた方全てに区から切替勧奨のお知らせをお送りしておりましたが、それができなくなりましたので、うっかりして切替を忘れる方がおられるかもしれません。これにつきましては、一昨日入国管理局から、特別永住者と永住者に対する周知用のポスターが私ども区のほうにも届きました。ありがとうございます。早速、窓口に掲示いたしておりますので、今後ともこのような周知をよろしくお願ひしたいと思っております。

また、二番目でございますが、転入・転出時における在留カード等の持参、こちらのほうも周知をお願いいたします。カードの裏面への住所の記載が済みませんと、住基法上の手続は終了しても、入管法上の手続は済んでおりませんので、代理の方や世帯のどなたかが手続に来られて、カードをお持ちでない場合は、速やかにまた持参していただくよう、制度の周知をお願いいたします。

最後に、再入国許可等を受けて一定期間出国する方につきましては、住基法が適用されまして、国外転出の届を出すことが必要となりましたので、こちらのほうも周知をお願いいたします。特に、みなし再入国許可の期限が過ぎまして、法務省からの通知で住民票を消除するケースが相当数ございます。居住実態を正確に管理するためにも、一定期間出国される方も、今のところにはもうお戻りにならないという時には、このような転出の手続をしていただくよう、制度の御理解と法令順守を強く求めておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○木村座長 それでは、引き続きまして、浜松市からお願いしたいと存じます。石塚様、よろしくどうぞ。

○石塚参事 浜松市の国際課の石塚と申します。新しい在留管理制度への移行に関わる浜松市の状況について報告させていただきます。最初に私どもは、今、御説明いただいた新宿区の安河内課長と違ひまして、直接の制度運用に係る課ではございませんので、自治体として外国人住民に係る業務を所管する部署としての報告ということで、お聞きいただければと思います。

まず、2ページ目と3ページ目のところでございますが、浜松市の外国人市民の状況です。平

成20年をピークに減少傾向にあります。減少の多くはブラジル人でありまして、フィリピンなど、アジアからの外国人は少しずつ増えているという状況もあります。在留資格については、長期滞在となる方が8割以上となっております。ページをおめくりいただきたいと思いますが、このような中で新たな制度への移行となりました。当初の混乱はあったと聞いておりますけれども、現在は特段の支障なく運用されているということでございます。この点につきましては、私どもの制度所管課に確認をいたしました。また、後ほど申し上げたいと思いますが、外国人住民の居住実態というものをこれまで以上に把握することができるようになり、行政サービスの向上等が図られるとともに、外国人住民にも必要な役割を果たしていただくための基礎となっているものと考えております。

一方で、制度そのものの周知や、行政サービスの提供に対する理解、例えば住基対象外の方への対応などについて、我々行政側にとっても、理解が十分ではなかったのではないかと感じております。

ページをおめくりいただいて、制度移行に関する対応というところで、5ページでございます。私どもでどんなことをしたかといいますと、庁内及び関係機関と連携して、ここにお示したような資料を作ったり、説明会や研修を行いました。それから先ほど御説明いただきましたけれども、本市が参加しております外国人集住都市会議におきましても、平成24年と25年に提言をまとめさせていただいたところです。それについてはこのような項目ということで、御理解を頂ければと思います。

ページをおめくりいただきまして、6ページ目、4のところですが、制度改正による具体的な変化ということについて、紹介させていただきたいと思います。最初の登録情報と居住実態についてですが、これについては大幅な乖離の改善というものがなされていると受け取っております。事例としてこれが良いかどうか分かりませんが、仮住民票の返戻数というのが、平成20年7月末では、2万4,000ほど出して、約2,800ぐらいだったんですけれども、平成26年6月末には、280ぐらいまで減少しております。およそ10分の1になっているということです。同じように、これは身内の資料で恐縮ですが、私どもの課で数年に一度、外国人住民の生活実態意識調査というものを行っております。今年、実は今日が提出の締切日になっているんですけれども、前回平成22年に2,000通出して、不達、届かなかったというのが437通ありました。今回、同じように2,000通を出しまして、今朝確認してきたんですけれども、42通が不達ということでした。そうすると、これにつきましても大体10分の1ぐらいになっているということになります。単純に言えば、住所地とされる場所に届かなかったものが、1割ぐらいになったということになります。

このような状況を背景にした外国人の税金の収入率でございますけれども、平成23年度と24年度の収入率を比較いたしますと、ここに数字は書いてございませんが、1.3ポイント程度上昇しております。そして平成24年度と25年度を比較いたしますと、25年度は速報値ですが、5ポイントほど上昇しております。こうしたことから、トレンドとしては収入率は向上しているということが言えるのではないかと思います。

その次の外国人の児童手当の過払金の収納率についてですけれども、これは所管課にお願いをしてデータを作ってもらい、制度改正前後の1年間を比較いたしました。そうすると改正前の1年間、40%程度であったものが、改正後の1年間では90%ぐらいに上昇しております。金

額としては大きな額ではありませんけれども、収納率としては大きく伸びているというような状況です。

三つ目の外国人の子どもの不就学については、後ほど簡単に紹介をさせていただきたいと思えます。それから、懸念されておりました住基対象外の外国人への行政サービスですが、福祉部門であるとか、教育部門で確認してきましたけれども、移行後もおおむね必要な行政サービスが提供されているということでした。ただ、自治体によってはなかなかそういう取扱いがなされていないという事例も時に聞くところでありまして、そうした自治体間の不均衡というものは直していく必要性を感じているところです。

次をお願いします。住民登録データを活用した事業ということで、外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業です。これについては既にこの懇談会において私どもの鈴木市長から紹介させていただいておりますので、その後の状況ということで報告させていただきます。ページをおめくりいただいて下の右側のほうに、住民基本台帳システムと連動した学齢簿の活用ということが書いてあります。これはどういうことかといいますと、学齢簿のデータに義務教育年齢の外国人の子どもの異動データというのを今年度から連動させまして、それに外国人学校に在籍する子どもたちのデータを加えることで、就学年齢にある外国人の子どもの就学状況を継続的に把握し、必要に応じて就学に向けた支援をしているということでありまして。結果、平成26年8月末現在で、完全不就学者はゼロの状態を継続している状況でございます。

最後に、今後の課題というところを御覧いただきたいと思えます。先ほど集住都市会議のところで紹介をさせていただいた三番目の項目になるところでございますが、一つは原票によりこれまで証明されていたもので法務省への開示請求が必要になり、手間と時間を要するようになってしまったということです。もう一つは保存期間ですが、今現在、5年間とされていると聞いておりますけれども、今後、それを超えた居住情報をどのように管理し、証明していくかということについては、検討が必要であると思っております。

最後のところでございますけれども、つまり外国人の登録原票と住民票という今のシステムというのが、切れてしまうのではなくて、連続して証明できるようなものになるのではないかということです。具体的にはいろいろな課題があると思えますし、本日冒頭、御説明いただいたように、大変手間が掛かるということもあり、もう少し課題の整理が必要ではないかと思えます。

まとめになりますけれども、今回の制度改正の効果というものを検証する中で、外国人との共生社会というものを考えた時に、どんな情報が必要になって、その情報を今後どのように管理し、提供していくかということについては、幾つか自治体の事例を検証して、具体的な議論というものを進めていくことができれば良いのではないかと考えております。

以上で、新しい在留管理制度に係る私どもの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○木村座長 ありがとうございました。それでは、最後になりますが、日本司法書士会連合会から西山さんよろしく願いいたします。

○西山氏 日本司法書士会連合会の外国人住民票等実務検討チームの西山です。京都で司法書士をしております。同検討チームの愛知県の高山駿二司法書士と日本司法書士会連合会山本一宏専務が陪席しております。よろしく願いいたします。

本日は貴重な時間を頂きありがとうございます。お手元の資料の確認からさせていただきます。まず、意見発表要旨というタイトルのものが、3ページです。資料1は、外国人登録原票と外国人住民票の記載事項の対照表です。資料2は、昨年3月26日に、当時の入管局長に提出した日本司法書士会連合会からの「外国人住民に係る涉外民事実務の課題について」という提言書でございます。この提言書の内容の御説明は、今回省略させていただきますので、お時間があればお読みいただければ幸いです。

さて、司法書士の涉外民事実務に係る職務範囲は、多岐にわたります。その際に、外国人に係る身分関係書面の必要性は御理解いただけるかと思えます。

ところで、平成24年7月に施行された住民基本台帳法により外国人住民票が創設され、外国人登録法が廃止されました。本日は、それに伴って、外国人に係る身分関係書面の取得がより困難になっていることを御説明し、それを克服する方法として幾つかの提言を述べたいと思えます。

先ほどの入国管理局から御説明があった点及び浜松市の方から御説明があった点、これらも含めた提言になるかと思えます。結論から言いますと、意見発表要旨3ページ目の「IV提言、終わりに代えて」、というところがございます。

第一は、外国人住民票に下記の事項を記載し、一定の請求権者に開示することということでございます。その事項の一つ目は、「国籍の属する国における住所又は居所」、「出生地」、その事項の二つ目は、出生届や死亡届及び創設的届出の名称の区分等を記載すること、さらに離婚判決等の報告的届出についても、その名称の区分等も記載せよということでございます。

第二は、帳簿や書面の保存期間を大幅に伸長して欲しいということでございます。浜松市の御報告の中にもありましたけれども、外国人住民票の保存期間は、消除されてから5年です。これでは余りにも短いという点です。二つ目は、先ほど入国管理局から御説明があった中で、事実証明については保存期間は10年、つまり出生届、死亡届、そして外国人のみに関する身分行為の報告的届出の保存期間は10年です。これでは身分関係の成立や消滅の記録が10年で消去されてしまうことになります。そこで、これらの保存期間を大幅に伸長していただきたいという点でございます。

さて、時間の制約がありますので、意見発表要旨の全てを説明することができません。ここでは、何故このような提言をするに至ったかについて、簡潔にお話ししたいと思います。

一つ目は極めて基本的なことかと思えますが、涉外的な身分関係の成立については、「法の適用に関する通則法」を見て準拠法を特定します。例えば形式的な成立要件に限って言えば、婚姻に関しては、「法の適用に関する通則法」の24条2項、3項であります。その他の親族関係の法律行為の方式に関しては、同法の34条1項、2項が定めています。

そうしますと、婚姻挙行地若しくは行為地が日本だということになりますと、日本民法や日本戸籍法で定める方式で届出が出されている場合にはその身分変動は有効に成立すると考えられます。また、現在人事訴訟法や家事事件についての国際管轄をめぐって法制審議会が審議されているようですが、日本に管轄権があると認められる在留外国人の離婚等の人事訴訟や家事事件の判決等が確定しますと、その離婚等の身分変動が生ずることになります。

なお、前者のように、市区町村に届け出ることによって効力が生じるものを創設的届出といい、裁判所等の判決によって法的効力が生じているものを市区町村に届け出ること、これは報告的届出と言われます。

ところで、在留外国人の身分を証する書面とは、基本的には、在留外国人本人の本国の官公署等が発行するものです。例えば、在留外国人が日本で一定の身分行為を行う場合は、日本の市区町村に出生届、死亡届、婚姻届等を行い、その上で、本国にその日本で行った身分行為を証する書面を添付して申請すれば、本国の身分登録簿にそれが記載・記録されるということになります。ところが、私がコメントするまでもなく、各国の身分登録制度はその国特有の歴史的な経緯もあってまちまちです。とはいっても、その本国に記載・記録するという制度があれば、本国の身分登録後に記載・記録されるということになるかと思えます。ただし、在留外国人本人が日本でなされた身分関係の発生、消滅を全て本国に申請をしていない場合もあるので、本国の身分登録簿にその変動の記録の一部しか載せられていないケースもありますし、全く載せられていないというケースも散見されるようです。

ところで、在留外国人の身分変動記録は、自国民を確定する趣旨からも、原則は本国の身分登録官署が保有すべきだと思えます。ところが、外国人住民票の記載事項には本国の身分登録官署にリンクする手掛かりがありません。在留カードや特別永住者証明書にも、そのような記述はございません。手掛かりになるものとしては、例えば、外国人登録原票の記載事項であった「国籍の属する国における住所又は居所」、そして「出生地」がありました。「出生地」が外国であれば、外国の特定の場所が表示されます。「国籍の属する国における住所又は居所」であれば、本国のいずれかの地が示されます。これまでは、それらを手掛かりにして、本国の身分登録簿にアクセスできましたが、それらの記載事項がなくなれば、在留外国人本人と本国との手掛かりになるものが何もないこととなります。提言1の一つ目は、それらの記載を外国人住民票の記載事項にすべきということでした。

さて、在留外国人が日本の市区町村に届け出る「届出地」というのは、所在地も可能だとされています。所在地ですから、これは一時的な滞在地でもいいということになっています。そこで、届出地である市区町村では、どういう事務処理をするのかと言えば、まず届出書を受理する、受付帳に記載する、そして届出書を保存する。この三段階になります。

そこで、届出地である市区町村では、一定の請求権者の請求があれば、届出の受理・不受理の証明書を発行し、届書を閲覧させるか届書の記載事項証明書を発行し、受付帳の閲覧をさせるという取扱いをしています。

お手元の資料1をご覧ください。左側には外国人登録原票の記載事項を挙げ、右側に外国人住民票の記載事項を挙げています。繰り返しになりますが、左側の7と8が右側にないないということです。もう一つは、左側には18、19というようなものがあるんですが、右側では4号で「世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄」となっていて、在留外国人の身分関係についてはそれ以上の記載は一切ありません。ですから、例えば、在留外国人が住所を変更して、他の市区町村に移動し、世帯構成員が全部変わったとしますと、新住所地の住民票には、それ以前の世帯構成員の記述はありません。旧住所地の住民票は5年が経過すれば、廃棄されるので、旧住所地の市区町村でも判明しないこととなります。

そこで、Aという在留外国人の出生地が日本だとします。出生地はどこか。日本で出生届を出していれば、その届出日はいつか。その届出された市町村はどこかというようなことが、一定の期間が経過すると一切分からなくなります。何故、出生届という紙媒体が必要なのかといいますと、そこには出生届を出したときの父母は誰かが必ず書いてあります。そして、その届出人が誰

かということが書いてあります。また、婚姻届であれば、その届書に届出日がいつか、相手方は誰かというのが必ず記載されています。我々はそれらを手掛かりにして身分関係を把握することができるのです。在留外国人が日本に定着・居住し、生活の本拠が日本にあれば、その必要性はますます増加します。

ところで、従前の外国人登録原票の紙媒体は、在留外国人の居住地の市区町村に保管されていました。居住地を移転すると、旧居住地の市区町村から新居住地の市区町村に外国人登録原票は送付されていました。そこで、外国人登録原票に記載している出生から死亡までの身分関係の記載が例え不十分であっても、それを閲覧すれば一定の身分関係を知ることができました。ところが、住民票というのは住所を移転すればそれまでの身分関係がどんどん消えていきます。そういうようなことも含めて、この情報を何とか取得できないかということです。

意見発表要旨の3ページの「IV提言の1の(2)」を御覧ください。そこで、出生届や死亡届及び創設的届出、報告的届出の名称の区分等を記載すべきとしました。

法務省には、死亡等によって閉鎖された外国人登録原票が保管されているとのこと。また、外国人登録制度が廃止された平成24年7月、廃止された外国人登録原票は市区町村が法務省に全部送っています。法務省では、閉鎖されたか廃止された外国人登録原票は、原則30年間保存すると聞いています。外国人登録原票には重要な情報が詰まっています。ところが住民票の保存期間は消除されてからたった5年間であり、先ほど言いましたように死亡届、出生届、その他の書面は10年で廃棄されます。これでは、在留外国人が身分関係を証明するに当たって、困難を極めることは、容易に予想していただけるかと思います。

時間がオーバーしましたので、これにて意見発表を終えたいと思います。

○木村座長 それでは、お三方の御発表に対しまして、御質問等ございましたら、お願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。御意見等でも結構ですが。

○吉村委員 今回、お三方の御報告をお聞きして、実際にコミュニティといった地方自治体の側からも、また手続面でもいろいろな問題が提起されることが分かりました。ありがとうございました。

幾つか質問はありますが、二つだけ質問させていただきます。従来から、新宿や浜松のケースなどでは、それまで国レベルで登録をしていないような、要するにいわゆる「不法」滞在とか、「不法」就労の外国人住民に対しても地方自治体レベルで住民サービスを提供してきており、例えばそうした外国人住民の子どもたちが宙ぶらりんにならず、例えば（不法滞在の場合でも）地元の学校に通えるようにといった住民サービスが行われてきたことはよく知られ、研究者の研究などでもよく紹介されております。そういった点は、今回の手続についての議論でも、国全体で管理をすることによって、地方自治体レベルで地域コミュニティの場から、ある意味で方便的にやってきたこと、できてきたことというのができなくなるということが実態としてないのかどうかという議論が、この懇談会でも出ましたので、その点について、一つお聞きできればと思います。それから手続の面では、（私は素人なので教えていただきたいのですが）いわゆる在日コリアンの方々の書類といったものは、記録としてずっと長く扱われてきたかと思いますが、いろいろそういうことに対する問題提起というのも、研究者の側から出てきたりというのはありますが、例えば短期的に滞在して帰る方は、ある意味、どのような形であろうと本国の側で行政サービスはできるということがありますが、長期若しくはそうした定住している在日コリアンの方若

しくはそれに類似するようなケースというのを考えた場合に問題が出てこないかということをお聞きできればと思います。

以上、2点です。

○木村座長 それでは、新宿区ですね。最初の質問についてお願いします。

○安河内課長 新宿区では、制度の導入の24年7月9日を過ぎまして、どのような影響があったかを調査いたしましたところ、幾つか先ほどの原則で、どうしてもやっていかなければならない、対象外にする方もいらっしゃいましたけれども、既にサービスを受けている方については、ほとんど対応して、継続をしているということで、中には継続できないケースもありましたが、そちらのほうも在留資格を取っていただくなどの勧奨をしまして、大きな混乱はなかったと聞いております。

○木村座長 では、手続のことをお願いします。

○西山氏 在日コリアンの本国の身分登録に限ってお話しすれば、在日コリアンは、北朝鮮系、韓国系とに分かれますが、北朝鮮には在外国民の身分登録簿はないと思われます。従って、身分登録は登録原票だけになるかと思えます。ただ、北朝鮮系の方でも、韓国の身分登録簿に一部載せている方も見られますが、それはごく一部と思われます。

次に韓国系の方は、日本での出生、死亡、婚姻、離婚等の記録を、韓国の従前の戸籍や現在の個人別に編製された「家族登録簿」に載せている人が多いかと思われますが、三世、四世、五世と世代が下るに従って、載せていない人が増えているように思われます。ただ、パスポートが必要だとして、慌てて韓国の「家族登録簿」に載せる人がいるのが実態かと思えます。

○木村座長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

○吉川委員 今の吉村先生の質問とも関係あるんですけれども、浜松市の資料の6ページの一番下のところに、自治体間の解釈の違いによる取扱いの不均衡の懸念というのが書いてあるのですが、つまりこれは対象外となった外国人について、行政サービスが受けられる自治体もあつたり、受けられない自治体もあつたりという、不均衡というのはそういう意味だろうと私は理解したのですけれども、この不均衡というものをどういうふうに解決するのかというようなことについて、国のほうで何か具体的なお考えがあるのかないのか、この点についてお聞きしたいと思えます。

○木村座長 どなたがお答えになりますか。

○内田在留管理業務室長 具体的にはいろいろな健康保険であるとか、福祉の面であるとか、介護であるとか、そういう行政の面だろうと思えます。これについて、法務省のほうでどうだということは、なかなか個々は説明し切れなところではございません。制度見直しの時にも、これはお話があつたのですけれども、そこについては各所管省庁において、適切に対応されると聞いております。

○吉川委員 ということは、不均衡のままであるかもしれないということでしょうか。

○内田在留管理業務室長 法務省のほうで、そこまで具体的に把握しているというわけではございません。

○木村座長 現状についてもし御存じでしたら、かなりばらつきがあるという、ここにはっきり書いてありますけれども、相当全国的にばらついているのかどうか、その辺どうですか。

○石塚参事 全国的にばらつきがあるということをここで申し上げたわけではありません。国レベルでも通知をしていただきたいということと、自治体でもそういう取扱いをすることが必要だと

いうことを、もう少し共通認識として持つ必要があるのではないかと思います。ただ、多い少ないという問題だけではなくて、例えば、はっきりとした居住実態があるにもかかわらず、学校に入れられないというような事例を聞くことがあります。そのような事例は少なくなっているとは思いますが、自治体の中でもそういった働きかけが必要と考えているところではあります。

○吉村委員 今のところと関連して、私の最初の質問とも重なるところがあると思いますが、例えば子どもたちはどこの国にいても、ある程度教育を受ける権利などが確保されることが重要であると、私はやはり研究者の立場としては当然思うわけで、それを例えば地方自治体レベルではできていたけれども、国が更にカバーをしていくという中において、逆にそうした保護や権利の対象から漏れ落ちてしまうというのは、ある意味、今まで地方自治体がいろいろ工夫してやってきたことが、例えば親が不法滞在であるとか、不法就労であるというところで対象から漏れるとしたら、子どもの福祉と権利の面から問題だと思います。制度面では、やはりカバーできるものがあるのであれば、いろいろなカバーができる場所があるといいなと思います。それは地方自治体がそうした親が不法滞在者である外国人の子どもに対する福祉については従来から配慮をきており、そうしたことに対しては、文科省などもある意味、弾力的に対応するようにしてきたのが、この間のことだと思いますので、国が情報を一貫して管理していくことになってもそうした外国人住民に対する行政サービスや子どもたちの福祉と権利の面ではそろえていただければと思います。

○水野委員 西山先生の御報告をととても興味深く伺いました。西欧社会は、教会の証拠書類がルーツとなって、基本的には身分証書的な登録法で、これは出生証書とか婚姻証書とか、出生や婚姻や死亡という事実を個別に記載した証書を保管しているのが基本で、ただこれだけだとばらばらで連結しませんから、今では社会保障番号とか個人番号とかで、住民サービスのために、情報をつなぐコネクトが必要になっております。一方、日本人の戸籍は元々、住民登録が基になっておりまして、そこは全然違うのです。明治の初めに物理的な家ごとに住民を登録したのですが、やがてそれが現在の戸籍に成長していきます。初めの頃は家族メンバーが引っ越したときに名前の上に紙を貼ったりしていたのですが、それだと限界があるので、寄留簿という別立てのものを作って、戸籍附票で戸籍との連絡を職権でつなぎ、その寄留簿が現在の住民台帳になっています。だから、住民登録の情報量が少なくても、原簿である戸籍のほうに情報を書くことによって、身分登録関係を全部公証できることになっているのが日本の戸籍制度です。今お話を伺っていて、ちょうど外国人については、長くいらっしゃるうちに、外国人登録原票というのが、いわば日本の戸籍に近いものになりつつあったのだと思いました。日本人の場合には戸籍と連絡しているのです、住民票は浮動的な5年の保存でいいわけですが、それが外国人の場合にはそうではないということで、西山先生の御提案は、いわば外国人については身分証書的にするという、つまりその届出自体を長く持っていて証拠としてたどれる存在にするという御提案のように伺いました。そのような形で解決する方法もあると思います。それともう一つの方法としては、日本人の戸籍的に展開させていく、つまり、元々の外国人の登録原票を電子化する形で、日本人の戸籍のようにいわば原点的なルーツにして、そこと住民票を連絡させるという形の解決もあるかという気がいたしました。

もちろん費用の問題がありますから、できることについては、限界があるだろうと思いますし、どちらのほうが現実的な手法であるのかは、私は分かりません。ただ、身分関係公証サービスを

構築するのであれば、戸籍はプライバシー保護とは対立する制度ですが、日本人が戸籍に情報を提供してきたように、外国人も協力することが必要となるでしょう。

○木村座長 西山さん何かお答えされますか。

○西山氏 水野先生、非常にいい御提案を頂きました。ありがとうございました。

○ノレーン委員 これまで新しい在留管理制度について御説明を頂きましたが、導入された後、どのようなことが起きてきたかについて、よく理解できました。新しい制度を導入することによって、これまで以上に外国人の居住者に関する情報を管理することができて、浜松市や新宿区からの御説明にもあったように、それによって得た利益というものもあることが分かりました。新しいシステムに移行して、情報は簡素化したということが分かりました。恐らくその過程で落とされてきた情報で、もしかすると全体にとっては有益な情報もあるのかもしれませんが、内田室長がおっしゃったように、そこにはコスト等のバランスという問題もあるかと思えます。

外国人に関しては、住民票に出生地を書くことについては、特に大きな問題はないかと思えます。一方で、本国での居住地を書くということについては、海外を飛び回っている外国の方の多くは、もしかすると外国における居住地というのがない可能性もあるのかもしれないので、そのような点はあるかと思えます。

以前も申し上げましたが、マイナンバー制度に関してのことですが、マイナンバー制度が導入された場合に、外国人の情報についてもその枠内に組み込んでいくことが、情報の流れをよくしたり、組織間の情報の流通や、また地方自治体における取組に関しても利点があるのではないかと思えます。マイナンバー制度に関しては、法務省の管轄ではないということは理解しておりますが、懇談会の報告書に記載して、外国人の情報についてもマイナンバー制度に組み込むことを記載するということはできるのではないかと思えます。

○新谷委員 法務省提出資料では、1ページ目の一番上の「これまでの意見」に「多文化共生」の記述があり、また、「外国人集住都市会議からの提言」というページにも「多文化共生政策と入管政策との連動」ということが書かれています。この「多文化共生」という観点から、今日は新宿区と浜松市から外国人の居住者、在留者の方々のデータも頂きました。新宿区と浜松市の違いは、新宿区は「留学」で「短期滞在」の在留資格の方が多いですが、浜松市は7割近くが定住者となっており、定住化が進んでいるということであるかと思えます。

私は、この懇談会に参加するに当たって、外国人集住地域の現状を把握するために浜松市に伺いまして、ハローワークや、厚生労働省の委託である日系人就労準備研修の実態等を視察してきました。日系人就労準備研修は、ブラジルを中心とした日系人、あるいは最近増加しつつある、戦前にフィリピンに渡られた方の三世の方を対象とする、就職支援のための日本語の研修です。この研修は、日本語研修と言っても片仮名や平仮名から教えるレベルであり、具体的には「今日は暑い、雨が降った」といった、日常会話レベルから研修が始まっていくわけです。

今後の議論では、こうした研修も含む、共生社会の実現に向けたコストの負担のあり方をどのように考えるかということも、検討の中に置いておかないといけない。木村座長がおっしゃっているように、この政策懇談会でどこまで検討領域として入れるのかという問題があるかと思えますが、例えば日系人就労準備研修では、研修受講者一人あたり約20万円の研修費用が掛かっているのです。また、先ほど浜松市から報告がありましたが、人口が81万人の浜松市では、人口に占める外国人比率は約2.6%ですが、市民税の滞納額60億円のうち外国人の方の滞納額が

6億円強にのぼっているのです。また、生活保護の受給者も市全体で7,300人なのですが、そのうち外国人の方が795名と10.7%を占めているという状況もお聞きしております。

法務省の資料等でも書かれてある共生社会の実現を検討する場合は、こうした教育や社会保障、治安といった社会的統合にかかるコストを誰がどういう形でどの程度負担していくのかということも直視して検討しておかないといけないのではないかとということ、申し上げておきたいと思っております。

○早川委員　すごく簡単な質問です。西山さんの御報告の中で提言がございましたけれども、帳簿、書面の保存期間、具体的には先ほどはおっしゃいませんでしたけれども、外国人住民票については80年、それから報告的届出等については、150年というのが御提案ということによろしいでしょうか。

○西山氏　はい。現時点では、そのように考えております。

○木村座長　石塚さん、今の新谷委員の御意見ですけれども、何かおっしゃることはございますか。

○石塚参事　大変難しいことですが、一つはそのような事実は確かにありますが、受け入れた以上は、今ある現実を何とかいい方向に改善しなければいけないということで、今回の制度改正をひとつのきっかけにして良い方向に進めていきたいという思いがあります。もう一つは、どうしても受け入れた外国人の社会基盤がぜい弱な状態であるということが事実としてあると思っておりますので、その点については外国人の方だけの責任なのかということがあり、そのような点も含めて外国人の受入れについて全体的に考えることが必要かと思っております。

○木村座長　ありがとうございます。ほかによろしゅうございますか。

それでは、この件につきましては以上とさせていただきます。お三方ありがとうございます。大変貴重な御意見を伺いました。

3 第6次出入国管理政策懇談会報告書の骨子案について

○木村座長　それでは、次の議題に移らせていただきます。次の議題は冒頭、紹介しましたように、第6次出入国管理政策懇談会の骨子案についてであります。今日準備していただいておりますのは、本当の骨子案でございますが、これについてまず根岸企画室長から御説明いただいた後に御意見を賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。

○根岸企画室長　それでは、事務局から説明いたします。時間の都合もありますので、なるべく簡潔にというように思っております。

資料の中にあります報告書の骨子案でございます。ほとんど目次に少し毛が生えたぐらいの、大きな構成を見ていただこうというようなもので作ったものでございます。これまでの皆様方の御議論を踏まえまして、大体このような完成になるのかなというような構成でございます。特に今日はこれについて、大きな項目が抜けているだとか、あるいは今までの議論を踏まえれば、あるいは情勢を踏まえれば、ここは何かもう少し特出しして書くべきではないかとか、括り方がおかしいとか、あるいは少し中身に入るとすると、この後報告書案を作る段階で入るのかもしれないけれども、これだけは忘れないで書いておいてくれよと、そのようなことの御意見を頂ければと思っております。

まず、表紙のところに書いてあります構成ですけれども、最初に「はじめに」というところを入れて、その後にはまず入口のところを観光立国の関係、その後には第3ということで、経済社会の

活性化のための外国人の受入れというようなタイトルの括りにしてみました。今でも積極的に受け入れるというような方針になっている、専門的・技術的分野の外国人労働者のこと、その中を同じ専門的・技術的な括りの中ですけれども、特に促進しようというようなことで優遇措置を採っている高度人材のこと、それ以外の専門的・技術的分野の方のことを書きまして、次に、現在は専門的・技術的と評価されていない、つまりは現在は受入れの仕組みになっていないもの、ここは中身を分けると、よく評価すれば専門的・技術的になるというものと、専門的・技術的ではないけれども、今後検討すべきものがあるかどうかということと両方あるんだと思っています。その後第4として技能実習生、そして留学生の受入れ、第6で今回の議論にも絡みますが、次回に御議論いただきます共生社会の実現の関係のもの、そしてこれも次回御議論いただきますけれども、不法滞在者の外国人の関係、そして難民認定というような構成になっております。

中のほうは、もうなるべく簡単にいたしますけれども、1枚めくっていただいて1ページ目から先ほど申し上げた観光立国で始まります。ここもこれまでの報告書を見ますと、もっと後ろのほうでまず最初にやはりこの懇談会、メインが外国人労働者の関係のところが一番大きく取り上げられることが多いので、その辺を書いておいた後に留学生ですとか、そういうものと一緒に、一緒というのは一つの項目ではなんですけれども、後のほうに書く場合といろいろございますけれども、観光立国、政府としても非常に大きなテーマになっておりますので、入口のところでもまず一番目に持ってきております。その後が労働者のところに入るということで、これは本当の骨子ですので、ごく大雑把なことだけをここには記載しております。高度人材については更に進めていく。それから専門的・技術的分野については、これも推進するということは異論のないところではありますけれども、その中で、ここではこれまでもお話が出ております介護福祉士の問題というようなことを、今政府としては改めて、そこが新たに専門的・技術的と評価できてきているということで、受入れの仕組みを検討しておりますということもここで書いております。

3ページに行きまして、その専門的・技術的の検討課題のところ、前回、多賀谷座長代理から、留学生の卒業後のいろいろな資格を取った人ですとか、あるいは大学を出た方の職種を今のような専門的・技術的、今の制度で乗るような分野に限定しないような受入れの仕方についても御提案ありましたけれども、ここでは、介護福祉士のことを書いてございます。その後、2番で専門的・技術的と評価されないものについて、この辺で書いておこうかということでございます。留学生に関して前回多賀谷先生の提案にあったもので言えば、介護福祉士と同じように専門的・技術的と評価できるものが、ほかの分野でもできてくると。これは専門的・技術的なものということが新たな評価ができるようになる。それが実行段階になると、まとめて書けば上の1番に入っていくという構成だと思っています。

もう一方で、専門的・技術的と今の評価で言っています学術的な素養を背景としたようなという意味では、専門的・技術的ではないけれども、それ以外の分野についても当然ニーズというのは出てくるわけで、ただニーズがあれば直ちに受け入れるということではないでしょうから、いずれにしてもそこは検討が必要であるということはここに記載して、ちょっとこれは骨子だけでございますけれども、やはりそういう分野について検討する場合には、雇用とか治安とか、そういうもの、あるいは外国人自身の人権の保護、そういうところも勘案しながら検討する必要があるということをここに記載してございます。

それから次の4ページ目の技能実習制度については、これは分科会の報告の後、今関係省庁間

で政府内でも、具体的な検討を進めているところでありますけれども、ここの骨子としては、余りまだ深いことを書いておりません。今後報告書案を作る段階で、分科会の報告をベースにしながらなるべくその後の検討状況についても報告して、また御議論いただいてもう少し充実したものにしていければと考えております。

それから留学生については、やはり30万人計画というのがありますので、これを進めていくということで、進めるに当たってもこれまでも議論に出ておりますけれども、ただ単に増やしましょうと言って増えるわけではありませぬので、先ほどの就労のところにも関わりますが、留学後のこと、それとの兼ね合い、その後の行き先というのができてくると留学生の受入れにもつながるといふ点を記載してございます。

それから第6、最後のページですけれども、第6については共生社会ということで、本日、先ほど御議論いただいたこともベースになりますし、次回にこの辺りのことの御専門であります明治大学の山脇教授をお招きして、お話をお伺いすることにしておりますので、その後の御議論も踏まえてもう少し具体的なことは記載していきたいと思っております。

それから第7については、不法滞在者対策ということで、この退去強制の関係は前回積み残しになっておりまして、次回、御議論いただくことになっておりますので、ここにはもう今までの議論にも出ている程度のことを記載しておりますが、次回の御議論を踏まえて報告書案を作っていくきたいと思っております。

それから第8、難民認定については、ここはもうほとんど記載をしていない状態になっておりますけれども、専門部会のほうでこの前、中間報告をしていただきましたけれども、まだ方向性が固まってきておりませぬので、今のところはまだ空けているような状態になっておりますが、そちらのほうの進み具合を見ながら、専門部会の内容をそのまま盛り込むとなると御議論いただく時間が余り無くなってしまいますが、これまでのこの親会議での議論を踏まえたもので、まずは案を作ってみて御議論いただくことにしたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○木村座長 事務局から冒頭御説明ありましたように、ほんのまだ案でありまして、柱だけを立てて皆様の御意見をお伺いするということになっておりますが、どんなことでも構いませんので、是非御意見を頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

いかがでございましょうか。

○吉村委員 先に発言させていただきます。全体としては、今回の議論については、現状・背景と検討事項等といった形で整理されていて、本当に事務局の方も、また担当の方々に限らず、関連の方々も御苦労なさっていらっしゃるだろうと思えます。この段階ではいろいろな議論が出ましたので、そうした点も反映した形でいろいろとまとめてくださったと思えます。

その点で申しますと、第4ページの第4、技能実習制度の見直しというところで、現状・背景のところには労働関係法令の保護を受けられるようにするなど、制度運用の適正化と技能実習生の保護に努めてきたことということで、この間見直しに努力しているというところがいい点として挙げられているのですが、同制度については、この間、やはりそれでも十分ではない、いろいろ国際社会においても日本国内においても批判が多く、また日弁連からの声明では廃止を要請しているほどです。技能実習制度については、制度としての問題があるとして様々な点からの批判や問題点の指摘があり、(研修や国際貢献といった名の下で実体としては低賃金の労働者として

使っているということで) 様々な問題がある議論があるのだということは、この懇談会でも非常に数多く出た意見だと思います。その点で言うと、検討事項での文章や表現ではやはりちょっと不十分かと思います。形としても、例えば管理監督体制を抜本的に強化するといったことが課題なのかというところではなくて、やはり技能実習制度の下で来ている外国人の人権の保護、そしてまた労働者として労働関係法令の保護を受けられるようになったところを受けるならば、やはりその下での保護、要するに労働者としての保護という文言が使えないのであれば、更その人権の保護であるとか、労働関係法令の下での保護という問題点を今後どうするのかといった点は、明記して入れていただかないと、いわゆる現状・背景と検討事項といった対応にはならないかなと思います。

もちろん文書をまとめる担当部局の方にとっては、それなりの御苦労もあると思いますが、委員の一員としてはそのように感じております。

○木村座長 現状・背景のところの問題点の指摘はしておくべきだと思います。それを受けて今吉村委員がおっしゃったように、人権の保護とか労働関係法令の問題、それも書き加えるということですね。

ではノレーン委員どうぞ。

○ノレーン委員 ありがとうございます。全体的なコメントの後に、具体的なセクションごとについてコメントさせていただきます。

まず、吉村先生のおっしゃったとおり、骨子として今御提示されているものは、これまで我々が議論してきた内容を踏まえていますし、骨子として良いと思います。前回、配布していただいた外国人労働者の受入れに関する検討についてという文書との関係について質問させてください。前回頂いた外国人労働者の受入れに関する検討についてという資料は、外国人労働者受入れに関する議論について、結論に向かうための最初のまとめであると思っておりましたが、この文書は今回頂いた骨子案の中に入って来るような形になるのでしょうか。それとも、それとは別の形になるのでしょうか。

○根岸企画室長 事務局で作成し、前回御議論いただいた外国人労働者に関する文書というのは、これまでの議論を踏まえて大体このような意見が出ていましたねということをもとめたものでして、したがって前回のあのペーパーの中身、あるいはそれについて議論された内容というのは、この骨子の中身、一つの項目が数ページになるわけですが、それを作っていく報告書案の元になっていくようなものだと思います。労働者に限って言うと、前回のほうが少し詳しくあった。これはもう本当に骨子だけになっているというような関係でございます。

○ノレーン委員 それでは、第4の技能実習制度の見直しのところについて質問をさせていただきます。前回、多賀谷座長代理の分科会から御提示された報告書の中にありました今後検討すべき課題、オープンクエスチョンと私は呼んでいますが、それについてのことです。

今後の議論のために明確にしておきたいことは、今後検討していくべき課題として提示されたことについて、懇談会としての結論を出した上で報告書に反映させていくのか、それとも懇談会としてはその問題は置いておいて、今後議論していくことについては法務省であるとか、別のところで御検討いただくという整理にするのかということです。

もう一つ、技能実習制度の見直しのところでコメントがあります。検討事項等のところの一つ目の丸のところ、平成27年度中の新制度への移行を目指すとあります。用語の問題なのかも

しませんが、私が分科会の報告書や懇談会での議論から受けた印象では、技能実習制度に関しては、今の制度を維持しつつ、それを改善して運用していくという理解でした。一方、この骨子の中には新制度と書いてあり、新制度と言われるとこれまでとは違う全く新しい別の何かを想像してしまうので、私は「現制度の改善」などのような表現を使ったほうがいいのではないかと思います。

もう一つは、第8の難民認定制度に関する検討についてですが、御説明の中にもありましたが、専門部会での検討が、我々が報告書を出すとしている12月までに終わるかどうか分からないという状況であると伺いました。我々の懇談会として取り得る選択肢は、そうなりますとこの第8章については全く触れない。もし触れないとすると、私はとても残念なことだと思います。もう一つの選択肢は、何らかの形で触れることになるのですが、どのように進めるのでしょうか。あるいは、我々の懇談会としてはもう少し12月以降もお時間を頂くことは可能かということもあるかもしれません。そして、例えばこの問題に関しては、専門部会の報告を次の懇談会にお渡しするとか、様々な方法が考えられるかと思いますが、時間がなくなるまでにこの第8章に関しては、どのように取り扱うかということを決めなければならないと思います。

○根岸企画室長 では、初めの御質問の分科会の報告で、恐らくこれから技能実習制度をしっかりと適正化してやっていくと、そこでいけば技能実習ができなくなるような分野だけでもニーズがあるような分野について、労働者としての受入れをするかしないかも含めてなのでしょうけれども、きちんと検討すべきではないかというような点について、どの場で議論されるのかというようなことだと思いますけれども、そこについては、事務局としてここに入れるのかなと思っていますが、もちろん入れる場所も含めて、委員の皆様が決めていただければいいのですけれども、3ページ目の、現在は専門的・技術的と評価されていない分野の外国人の受入れ、ここの検討事項等のうちの二つ目の丸、ここのところでそのことについて触れているつもりです。もちろん、これは骨子ですので、全てを書いているわけではありませんけれども、ここを報告書の時にはどこまで深く書けるかというのが、御議論次第だと思いますが、全く別のところで検討することではないと思います。この懇談会でどこまで合意が得られるかによって、書く強さとか、深さというのはあると思いますけれども、もちろんそこは書いていく分野とっております。

○多賀谷座長代理 第2の点についてだけ、私が補足します。これは確かに制度の見直しと言いますけれども、實際上、新制度と書いてあるんですね。どちらもやはり新制度というほうが意識は強いと思います。というのは、今多分検討されているこの制度の見直しは、特に監理団体に対するコントロールを今まではJITCOという組織でやっている。これからは行政が責任を持ってやるといいますか、そのような仕組みになりますので公権力でもってコントロールすることになるので、そのような意味では明確に新組織であって、従来の単なる拡充という域を超えるということだと思います。

○ノレン委員 技能実習という制度自体を変えるわけではないということですね。

○多賀谷座長代理 それはそうです。

○根岸企画室長 では、三つ目の難民のところですけども、今回この骨子、このようなことしか書いていなくて大変失礼なのですけども、いずれにしても専門部会の検討がどうなるにせよ、この懇談会、親会としては、ここは出入国管理政策全般について御議論いただくもので、今回は特定の分野ではなくて、全体についての報告書を年末をめどに頂きたいと思っていますので、難

民について一切触れないということはないのだろうと思っています。ですから、専門部会の検討の状況によって、そこがまとまってくればそれを十分踏まえて御議論いただければより深いものになるでしょうし、そちらの進み方次第では、これはこれでこの親会としての議論の範囲で、一定の方向性を書いていただくということにはなるのだろうと思っています。事務局としての考えはそのようなものです。

○木村座長 難民のことについては、確かにスケジュールの話が先に出てしまいましたけれども、今の状況で行くと12月までにはこれをまとめなければいけない、我々の分ですね。そうすると、それまでに難民の専門部会のほうでどの程度の議論ができるかよく分からないということですから、その時点、議論ができていない範囲でこちらで受けて、ここで議論をしてこれを記述するということになるのだろうと思いますが、それでいいですね。

それでは、吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 今のノレーン委員の最後の点に関連するのですけれども、日程的な問題なのですけれども、この報告書がこの親会の報告書というからには、やはりその内容はこの親会できちっと議論したもので在るべきだと私は思います。したがって、この難民の問題について専門部会の報告書を貼り付けたような報告書になったり、あるいは技能実習制度については分科会の報告書をそのまま貼り付けるような報告書になったのではまずいと思います。やはりその内容について、親会のほうできちっと議論したものをこの報告書の中に取り入れるべきだと思います。

そのような意味で言いますと、今の難民問題については特にそうなのですが、技能実習制度の問題につきましても、これからどの程度この親会での議論の場があるのか、その日程的な問題として、それをかなり私は懸念しているのですけれども、その辺りの扱いをどのように事務局なり、あるいは座長のほうでお考えになるのか、それを伺いたいと思います。

○木村座長 余り申し上げたくないのですが、やはり先ほど少し触れましたように、このレポートのデッドラインが、ある程度外的な要因で決まってしまう可能性があるのですね。そうするとやはり12月の末ぐらいにはまとめなければいけないということになりますと、今、吉川委員がおっしゃったように、私も分科会のレポートをそのまま受け取るということは全く考えておりませんので、ここでその結果に基づいて御議論いただいて、この懇談会のレポートとしたいと思っておりますので、何回ぐらいできるかというのは、ちょっとまだ分からないのですね。

○吉川委員 かなり内容的に論点があると思います。相当議論の機会が必要かと思います。

○木村座長 そう思います。

○野口委員 難民認定の専門部会に入れていただいているので、一言言わないといけないと思うのですけれども、我々は非常に真剣に密に議論をしておりますが、難しい問題なので時間が掛かっています。こちらとの関係というのは、先生方は重々認識されているのですけれども、だからと言って結論を急ぐという筋のものではなくて、様々な分野からいろいろな観点で興味を持たれている分野でもありますし、日本の入管の法制度の非常に重要なところに関わってくるので、慎重に議論を、真剣に密に進めているところでございます。

それと併せて、今回の骨子案の全体像と関わるのところなのですけれども、専門部会の議論とこちらの議論と両方お伺いしていると、かなり性質が違うといえますか、骨子案の中でも第2から第6までのところと、第7、第8というところが、かなり素人的に見ても違うという感触を持たれる方は多いのではないかと思います。そこが今日は本当に骨の骨なので、第1というところは

2行しか書かれておりませんが、2から6までの議論と7、8という議論が単純に並ぶものではないというところを、いかに最初の「はじめに」というところで書かれて、重みを付け加えていくのかというところが、最も気に掛かる所かなと思いました。

○多賀谷座長代理 ノレーン委員への回答でもありますがけれども、分科会の報告に基づいて、今、制度の改革というものが行われるわけですが、そうすると制度の改革によって、今まで技能実習制度で受け入れてきた外国人の中には、新しい制度には乗れないといえますか、入り切らないような人も出てくると。それはやむを得ないところだと思います。実態として技能実習ではない人たちが大量に入ってきた。それではそれをどうするのかということ、全くそれは無視してもいいのか。それは先ほどノレーン委員が言ったように、政府全体に下駄を預けるのでもいいのか。それともこれでもある程度やはり言わなければいけないのか。その割合の話、やはりそのことについては、全ては国全体が問題ですから、やはりこの懇談会で言うべきことは言う必要があるだろうし、その問題についてはこれから懇談会でできる範囲で、確かに時間があればいいのですけれども、そうは言ってもこれは切りがないと思いますので、当然、これでも中間報告的なことにならざるを得ないと思いますけれども、10月から11月にかけて懇談会がありますので、そこで積極的にその議論をしたいと思っておりますし、私としても検討をしようと思っておりますので、ほかの委員の方々も是非御意見を御準備願えればと思います。

○勝野委員 多賀谷座長代理の意見と連動しますけれども、私はここに書いてある表題を見ると、いきなり個別論に入っているような感じがするのです。表題の中には日本国イミグレーション政策を一体どうするのかという方向性の表題もあります。第3の経済社会の活性化のための外国人の受入れとか、あるいは第6の外国人との共生社会の実現に向けた取組です。こういったようなタイトルを踏まえた形で、日本のイミグレーション政策を一体どうするのかという基本的な方向性、姿勢、これをまず一番最初、この際、これだけの議論を行っているわけですから、この場で議論して、書き込んだらいいのではないかと。いきなり個別論に入っていくのではなくて、やはりイミグレーション政策、これは諸外国からも注目されておりますので、一体どうするのかということ、基本的な方向性としてまずうたった上で、個々の課題について検討するのだという、そんな論理展開、まとめ方にさせていただいたら、より分かりやすい報告書になるのではないかと思います。

○木村座長 ありがとうございます。要するに「はじめに」のところですね。そこで全体のフィロソフィーを述べるという、それでいかにそれをうまく述べられるかということで、後が決まってしまうと思っております。

○新谷委員 これまでの懇談会の論議を踏まえて、骨子案をまとめていただいた座長と事務局に感謝申し上げます。

今後は骨子案をベースに肉付けを行っていくということですが、まず骨子案の組み立てについて意見を申し上げたいと思っております。2ページの(2)に、これまでの入管政策の基本骨格が記述されていますが、これまでの基本方針のとおり、専門的・技術的分野の外国人全般の受入れを推進していくことが明確に書かれている点は良いと思っておりますし、また2ページの一番下にある、留学生等で日本の介護福祉士の資格を取った方を受け入れるということについても、日本語能力に問題がないという方々ですので検討に値すると思っております。

一方で、問題は、3ページの2.のタイトルです。この「2 現在は専門的・技術的と評価さ

れていない分野の外国人の受入れ」というタイトルは、現行の「専門的・技術的分野の外国人を受け入れる」という基本方針に対して真逆です。「現在は」ということで、現在は専門的・技術的と評価されていない分野を将来的に専門的・技術的とみなすのか、よく分からないタイトルになっていますが、このタイトルは現行の入管政策の大転換をするのだという意気込みで書いているのか。そこまで踏み込んで検討する姿勢が明確でなければ、このタイトルは適当ではないと思います。

また、3 ページの一番上の丸の留学生の受入れについて、これも確かに論議があったわけでありまして、ここでは「大学等」とされていまして、高等教育機関だけではない可能性があるわけですね。いわゆる専門学校、専修学校の方々も含まれる可能性があります。その上で、「国家資格を取得した留学生」とされているのですが、国家資格といっても千差万別です。例えば自動車運転免許もあれば国家資格ですので、一体どこまでを国家資格とって、専門的とみなすのかということの論議について、慎重に論議しないといけないと思います。

また、その下の先ほど問題になった2. のこの書きぶりも適当ではないのではないか。先ほど勝野委員がイミグレーションという話をしましたが、人口減少社会への対応を移民で本当に対応するのかということです。これは再三申し上げておりますように、これから減っていく人口は半端な数ではないと言われております。一千数百万人の人口減少が見込まれている中で、現在、外国人労働者の方は70万人であり、このうち身分関係を除くと40万人程度しかいないわけですね。現状の書きぶりであると、その人口減に見合うよう1,300万人まで外国人労働者を増やすのかと見えてしまいます。これは現実的ではないので、人口減少社会への対応をどのように考えるべきかということを整理しなければいけないと思います。

加えて、この箇所が一番末尾に、建設分野における外国人労働者の受入れと、特区制度を活用して家事支援分野において外国人材を受け入れる点が記載されているのですが、家事支援人材に関しては、権利保護の問題が国際的な問題として挙がっておりますので、その辺も慎重に見極めなければいけないと思っております。

最後に、5 ページの第6のところであります。これは先ほどの議題1のところでも申し上げましたように、社会的統合コスト、共生社会実現に向けたコストについても論点として入れておかないといけないと思っております。

それと吉村委員に発言いただいた外国人技能実習生の権利保護の問題については、私も同感です。

○木村座長 ほかにございますか。いろいろ御指摘いただきました。

○高橋委員 中身というよりは進め方の問題で申し上げたいと思いますけれども、政府部内を見回しても、これだけ広く移民だとか、外国人労働のことについて議論できる場はない。ほかに下駄を預けてしまえば、結局は中途半端になるというように思いますので、やはりこの場でできる限り幅広く、その方針も含めて、できるだけきちんと答えを出すという方向で議論を進めていくということが必要ではないか。ほかに放り投げるべきではないと思います。それだけ申し上げておきます。

○木村座長 そのとおりで、この懇談会に課せられた使命といいますか、非常に大きいと私自身も思っております。

ほかにございませんでしょうか。

○青山委員 一つこれも意見でございますけれども、ここに章立ての御議論がありました、これはいろいろ議論があると思っておりますけれども、一方で、ここに先ほど御指摘があった人口減少、労働力の減少の問題に対して、御指摘をするのは当然だと思います。では、この懇談会でこの減少に対してどのような考え方で対応していったらいいのか。大きな方向性としてですね。そのような考え方はやはりまず打ち出すべきではないかと思っております。ですから、個別具体的にこの問題がどうだという前提ではなくて、これから10年先、20年先、30年先を見渡して、日本の産業がどうなっていくのか、それから経済社会がどのようになっていくのか、それでどのような仕事かどのような場面で少なくなって、日本人の代替が利かなくなってくるのか、そのようなことをある程度想定したような議論を進める必要があるのではないかと思います。ですから、今、そのようなデータは無いものですから、なかなか議論が進みませんが、ある程度日本が生きていくべき方向性というのは、再興戦略である程度出ていますので、それを基にして議論するのもよろしいですし、各省からヒアリングするのもよろしいでしょうし、そのようなことを進めないと、なかなか議論は煮詰まってこないという印象が第一にあります。

それからもう一つ、労働者の問題、大分問題になっておりますけれども、皆さんの御指摘のとおり、人権の問題、それは当然だと思います。どこまではやるのか。具体的に方向性として外国人の労働者というものをどこまでどのように認めるのか。内国人と同じように、全く同じようにするのか。もう一つ問題になっている単純労働者というものを、本当にどのように考えていくのか、そのようなこともある程度考え方、要は具体的な論点での方向性として、考え方を是非推し進めていくべきだと思います。その2点だけよろしくお願ひしたいと思います。

○新谷委員 高橋委員の御意見はそのとおりだと思いますけれども、懇談会としての報告書をいつまでにまとめるかというリミットを考えたとき、移民の問題を12月までの間にまとめ切れるのだろうか。しかもそれは法務省だけで論議できる問題ではないと思うのです。例えば治安の問題は警察庁所管の話であると思っておりますので、たった2か月の間で、我が国の移民政策まで踏み込めるかという、非常に難しいのではないかと感じておりますので、それも踏まえて検討が必要であると思っております。

○木村座長 先ほど申し上げたのですけれども、専門部会の議論を一度伺って、それでここで一度議論して、それで書けるところまで書くということしかできないと私は思っています。非常に大きな問題ですので、もうそこで、表現はよくありませんけれども、我慢していただくよりしようがないかと思っております。

よろしゅうございましょうか。どうぞ。

○ノレーン委員 周りの皆様も気になさっているようですし、今後のタイムテーブルについて、コメントさせてください。今後、12月までに数回の懇談会の間に、とてもたくさんの課題についてこなさなければいけません。多賀谷座長代理がおっしゃったように、技能実習制度についても恐らく議論する必要があり、外国人労働者の受入れ、それから難民認定に関しても議論する必要があり、我々の前にはとてもたくさんの課題が積み上がっているのですが、これをどのように具体的に処理していくのかということをお伺いいたします。

今後、その議論の期間を延ばすかどうかなどについては、木村座長の御判断だとは思っておりますけれども、終わらなかつた時に備えたプランのようなものを考えなければいけないのかもしれないと思っております。

○多賀谷座長代理 このような話は、1年や2年で終わるはずはないので、基本的な方向性を出せばそれで十分だと思います。

○木村座長 私も同じ見方をしています。難民まで入ってきていますし、それから先ほどノレーン委員が御指摘になったマイナンバー制度、その辺の問題も考えるとすれば、もうとてもではないけれども、4、5年掛かるような問題ですよね。だから、今回できることで、大雑把なマップを描くということぐらいしかできないのではないかと。中にはある程度技能実習制度みたいに、結論的なことを言えるところもありますけれども、全体的にはなかなかそれはできないと思います。

○多賀谷座長代理 要するに、こじんまりとした報告書であれば、作らなくてもいいだろうと思うのです。方向性を付ける必要があると思います。

○木村座長 事務局と私も日程のことを非常に気にしているんですけども、その辺はどうしても日程に関しては難しい。私としても非常に悩ましいところなのですが、この間打合せして、大体このようなスケジュールと言われたのですが、私は少し無理ではないかと思っているんですけども、その辺どうでしょう。

○根岸企画室長 今、事務局のほうで想定しておりますスケジュールとしては、次回9月29日でですね。これが共生社会と、先ほどありましたけれども、退去強制の残り。この後、今もう日程調整もさせていただいておりますのが、10月、11月、12月と3回ございます。この3回で報告書案について、御議論いただきたいと思います。

その中で例えば外国人労働者について、本来であれば労働者についてということで、何回でも議論するぐらい議論は尽きないと思うのですが、むしろ今までの御議論を踏まえたもので報告書案を書いてみて、それに基づいて、いやここはもっとこう言うべきだ、それは言い過ぎだと、もちろん両面の意見はあるでしょうし、これは抜けているという意見もあるでしょうから、そういう形でやっていくほうが議論は収れんをしやすいかなというようなことで、報告書の議論を2回行って、12月のところでどこまでがまとめられるかというようなことでできればと思っています。

その背景といいますのは、もちろん懇談会の先生方の御了解を頂けなければ、事務局だけで全部決められるわけではないのですが、私ども法務省としては、出入国管理基本計画を法務大臣が策定することになっています。これは法定で何年というものがあるものではないのですが、一応前回の基本計画がおおむね5年程度を想定して作られていまして、その5年が今年度末には来るということで、これだけ外国人の関係、出入国管理を取り巻く状況が変化している中で、5年を想定した計画が状況が変わったので3年で次を作るということはあるにしても、5年を超えてもまだ作り変えないというのは、ちょっと姿勢としていかがかという点もありまして、より深く議論いただいて、よりいいものをという気持ちはもちろんあるのですが、それを目指すとすれば12月ぐらいには報告書を頂きたいと今のところは考えています。そのつもりで日程は調整させていただいているところでございます。

○木村座長 今日の御意見を伺っていて、やはりちょっと回数が足りないかなという気がするのです。デッドラインを延ばすことはできないとすれば、途中でもう1回か2回ぐらい必要ではないかと思うのです。皆さんお忙しいから大変だと思いますけれども、そんな考えを今持っているところです。

○井上入国管理局長 大変お忙しい委員の方々ばかりで、日程調整、事務局は苦勞しておるのです

が、回数を増やすこととか、あるいは1回の会議の時間をもう少し延ばせるかとか、少し調整を図ってみて、最大限いろいろな先生方から意見を聞けるようにしたいと思います。

○木村座長 私は1回の会議の時間を延ばすよりは、回数を増やしたほうがいいのではないかと思うのです。例えば午前中に行うとすると、9時から始めないと12時まで、3時間取れないということになりますので、何とか少し出席の先生方は減るかもしれないけれども、出られるところだけ出ていただくということで、回数を少し増やすことも視野に入れておいていただきたいと思います。それでいいですね。

○根岸企画室長 10月、11月、12月の会合の日程調整で御予定を聞いた段階でも、もう半分以下になってしまうとか、そういう日が多くてやっとならぬ日があるけれども御欠席の方はいらっしゃるのですけれども、何とかというのでかなり中途半端な9時50分からとか、12時半までとか、そういう日程でしか場所等も含めて取れなかったりとかあったのですけれども、若干少なくなっても、一旦まとめてあれば、御欠席の方も含めて資料をお送りして、出られないけれども、自分はちょっとここはこう直したらいいと思うとか、そのような意見を頂ければ、出席された方の意見も踏まえて、次のバージョンを作るということは可能だと思います。ちょっとそこはまた調整させていただきたいと思います。

○木村座長 結構だと思います。

4 今後の予定等について

○木村座長 それで近々の予定だけ、最後をお願いします。

○根岸企画室長 先ほど申し上げましたが、今回は9月29日月曜日です。外国人との共生社会の実現に向けた取組ということで、明治大学の山脇教授をお招きして、御説明を頂く予定です。それから積み残しになっておりました退去強制手続の在り方についても、併せて行う予定にしております。日程等の開催案内については、改めて事務局からお送りしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

5 閉会

○木村座長 いろいろ御意見いただきましてありがとうございました。なかなかゴールへ向かって大変ですけれども、御協力をお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

—了—